

水道施設工事の指名競争入札参加にかかる名簿届出について

令和6年12月27日

倉敷市水道局が発注する水道施設工事の入札に参加を希望する場合、**令和7年2月末までに令和7年度倉敷市入札参加資格審査申請書（希望業種として「水道」を申請のこと）を倉敷市契約課に提出する必要があります。**また、指名競争入札に参加を希望する場合は、配水管技能者等技術職員名簿（別紙）を倉敷市水道局水道総務課へ届け出てください。

（一般競争入札にのみ入札参加を希望する方は、名簿の届出は不要です。）

水道施設工事は、市民のライフラインを担う重要な業務です。工事の品質確保とともに、公共工事を受注する事業者としてコンプライアンスの向上にも努めていただくようお願いします。

1 届出者の要件

市内業者及び準市内業者（定義は下段参照）であって、令和7年2月28日までに、倉敷市指定給水装置工事事業者証の交付を受けていること。

2 届出時期 **令和7年2月3日以降**

3 届出方法 **郵送（持参も可）**

※郵送方法は指定しないが、封筒に「配水管技能者等技術職員名簿在中」と明記すること。

4 適用期間 令和7年6月1日から令和8年5月31日まで

（届出日が令和7年6月1日以後の場合は受付日の翌月からとする。）

【定義】

- ・ 市内業者とは、市内に本社又は本店を有する者をいう。
- ・ 準市内業者とは、市内に支店又は営業所を有する者のうち、平成11年4月1日以降に倉敷市水道局発注（旧真備町発注工事を除く。）の水道施設工事について実績を有する者であって、次のいずれかを満たすものをいう。
 - ① 平成10年3月31日までに指定を受けた倉敷市水道局指定工事店であって、届出により倉敷市指定給水装置工事事業者として指定を受けた者（倉敷市指定給水装置工事事業者規程附則第2条）
 - ② 旧真備町において施工実績を有していた町外業者のうち、1市2町合併日後に市内に契約締結先となる支店又は営業所を有する者

（問合せ先）

倉敷市水道局水道総務課

電話 086-426-3655 FAX 086-427-7271